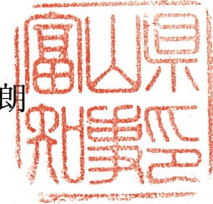


漁業法第31条に基づく「くろまぐろ（小型魚）」の採捕の数量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和7年2月17日

富山県知事 新田 八朗



- 1 第1種特定海洋生物資源の種類  
くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 3 対象となる採捕の種類、海域及び期間  
定置漁業  
氷見漁業協同組合の地先水面  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 割当量に対する採捕の数量の割合  
75パーセント（A/B）  
採捕の数量 56.22トン（A）  
採捕の種類別及び海域の割当量 75.39トン（B）